



市 章

彦 根 市 公 報

令和6年(2024年)11月15日
第 1 9 2 8 号
金 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 規則	
57 彦根市営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○ 告示	
213 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)	2
○ 公告	
公示送達について公告.....	2
公示送達について公告.....	5
○ 選挙管理委員会告示	
46 選挙人名簿の登録の際に登録される資格を有していた者の登録	7
○ 水道事業告示	
12 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの	8
13 彦根市指定給水装置工事事業者の指定	8
○ 河瀬財産区告示.....	8
4 彦根市河瀬財産区議会の招集.....	8

規 則

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 57 号

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市営住宅の設置および管理に関する条例施行規則(平成 9 年彦根市規則第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「身体障害者手帳の写し」を「次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、当該アからウまでに定める書類」に改め、同号に次のように加える。

ア 次条第 1 号に規定する身体障害を有する者 身体障害者手帳の写し

イ 次条第 2 号に規定する精神障害を有する者 精神障害者保健福祉手帳の写しその他精神障害者であることを証する書類

ウ 次条第 3 号に規定する知的障害を有する者 療育手帳の写しその他知的障害者であることを証する書類

第 3 条第 2 項第 5 号中「都道府県知事の発行する引揚証明書」を「永住帰国者証明書」に改め、同項に次の 6 号を加える。

(6) 条例別表第 2 第 7 号に規定する者 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成 13 年法律第 63 号)第 2 条に規定する国立ハンセン病療養所等の長の証明書その他ハンセン病療養所入所者等であることを証する書類

(7) 条例別表第 2 第 8 号に規定する者 女性相談支援センターの長の証明書または裁判所の保護命令決定書の写し

(8) 条例別表第 2 第 9 号に規定する者 犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号)第 61 条第 1 項の規定により被害届が受理されたことを証する書類

(9) 条例別表第 2 第 10 号に規定する者 保護観察所の長の証明書その他保護観察対象者ま

たは更生緊急保護を受けている者であることを証する書類

(10) 条例別表第2第11号アに規定する者 自立援助ホームの管理者の証明書

(11) 条例別表第2第11号イに規定する者 次のアおよびイに掲げる者の区分に応じ、当該アおよびイに定める書類

ア 小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されていた者 小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されていたことを証する書類

イ 児童養護施設、児童心理治療施設または児童自立支援施設に入所していた者 児童養護施設、児童心理治療施設または児童自立支援施設の長の証明書

第3条第3項第1号中「身体障害者手帳の写し」を「次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、当該アからウまでに定める書類」に改め、同号に次のように加える。

ア 第3条の4第1号に規定する身体障害を有する者 身体障害者手帳の写し

イ 第3条の4第2号に規定する精神障害を有する者 精神障害者保健福祉手帳の写しその他精神障害者であることを証する書類

ウ 第3条の4第3号に規定する知的障害を有する者 療育手帳の写しその他知的障害者であることを証する書類

第3条第3項第4号中「都道府県知事の発行する引揚証明書」を「永住帰国者証明書」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 入居者または同居者に条例別表第3第1号ウに掲げる者のうち、条例別表第2第7号に該当するものがある場合 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定する国立ハンセン病療養所等の長の証明書その他ハンセン病療養所入所者等であることを証する書類

付 則

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の彦根市営住宅の設置および管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に開始する入居者の公募その他の手続について適用し、同日前に開始した入居者の公募その他の手続については、なお従前の例による。

告示

彦根市告示第213号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和6年10月4日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和6年10月17日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	名称	所在地
第668号	樋口 明仁(樋口リフォーム設備)	長浜市曾根町842番地

公告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和6年10月28日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和6年度(2024年度)軽自動車税(種別割)督促状(1期)

[illegible]

[illegible]

(略)	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押解除通知書および配当計算書(謄本)
	令和 6 年度(2024 年度)市県民税督促状(1 期)(2 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	交付要求通知書
	充当通知書
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	差押解除通知書および配当計算書(謄本)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)軽自動車税(種別割)督促状(1 期)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 6 年 10 月 28 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(8 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)

[illegible]

(略)	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)後期高齢者医療保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 5 年度(2023 年度)国民健康保険料督促状(6 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(2 期)(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 6 年度(2024 年度)国民健康保険料督促状(過年 3 期)(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)介護保険料督促状(9 期)(10 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)
	令和 5 年度(2023 年度)後期高齢者医療保険料督促状(8 期)(9 期)
	令和 6 年度(2024 年度)後期高齢者医療保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)
	令和 6 年度(2024 年度)介護保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第 46 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 26 条の規定により令和 6 年 10 月 14 日の選挙人名簿の登録の際に登録される資格を有していた次の者を選挙人名簿に登録した。

令和 6 年 10 月 16 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

住 所	氏 名	生 年 月 日
(略)		

水 道 事 業 告 示

彦根市水道事業告示第 12 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 11 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日
528	稲葉 昌治	和樂設備	近江八幡市安土町石寺 1182 番地	令和 3 年 2 月 10 日	令和 6 年 10 月 25 日

彦根市水道事業告示第 13 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 6 年 11 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	581
氏名または名称	株式会社和樂
代表者氏名	代表取締役 稲葉 昌治
住所	近江八幡市安土町石寺 1296 番地
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社和樂
上記事業所の所在地	近江八幡市安土町石寺 1296 番地
指定年月日	令和 6 年 10 月 25 日

河 瀬 財 産 区 告 示

彦根市河瀬財産区告示第 4 号

彦根市河瀬財産区議会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 11 月 1 日

彦根市河瀬財産区管理者

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 日時 令和 6 年 11 月 15 日(金) 午後 4 時から
- 場所 彦根市西葛籠町 321 番地 河瀬自治会館
- 議案
 - 選第 1 号 彦根市河瀬財産区議会議長選挙について
 - 選第 2 号 彦根市河瀬財産区議会副議長選挙について